■医薬品マスター改定に伴うデータ更新作業について(医事 NaviII)

令和 6 年度版入力済みの患者データディスク(入力済みデータ)を引き続きご使用になることができ ますが、入力済みの患者を操作・閲覧する場合には、薬剤のデータを更新する作業が必要になります。

更新作業は、該当患者の診療情報画面を開き、新しい医薬品マスターで再計算されたデータを上書き 保存で更新します。

<更新が必要な場合、メッセージが表示されます>

令和7年度版のソフトで、データ未更新の患者を選択し「レセ」、「月覧」、「会計」、「DO」ボタンを押 すと、更新が必要な診療日とデータの更新手順を記載したメッセージが表示されます。 ※診療情報画面にて当該日のデータの更新を行った後、目的の画面に進むことができます。

例1)受付から直接「月覧」もしくは「レセ」に進もうとした場合



<診療情報画面の表示とデータ更新手順>

1. 医薬品マスターが変更された場合

①診療情報画面を開くと、自動的に新しい医薬品マスターで表示されています。

「コード」と「点数」の値が再計算されたものに変わっています。

(参考) 令和6年度版

医診療情報 9 辻知子[女]	昭59.7.13生 39歳 千葉支部[01120013] 診療所/内科·他/外来	:/調基あり 🛔	最終日=6.26		
<u>診療日:令</u> 6年(月 8日 履歴 DO セッ	۲	日付修正	E	
6月 1 2 :	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	15 16	17 18 19	20 21	22 23
No. 区分 コード	名称	数量	単位	点数	
001 (12) 41/	再診料			75	1 🔺
002 (14) 2534/	往診料			720	1
003 (31) 5230	皮内、皮下及び筋肉内注射			25	1
004 34513/	スルピリン注射液 25%1mL	1	管	9	1
005 (40) 6044/	口腔、咽頭処置			16	1
006					
007					

令和7年度版

医診療情報 9 辻知子[女]	昭59.7.13生 39歳 千葉支部[01120013] 診療所/内科·他/外来	5/調基あり 最終日=6.26	
<u>診療日:令</u> 6年(月8日 履歴 D0 セッ		E
6月 1 2	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19	20 21 22 23
No. 区分 コード	名称	数量 単位	点数回
001 (12) 41/	再診料		75 1 🔺
002 (14) 2534/	往診料		720 1
003 (31) 5230	皮内、皮下及び筋肉内注射		25 1
004 34405/	スルピリン注射液 25%1mL	1 管	10 1
005 (40) 6044/	口腔、咽頭処置		16 1
006			
007			

改定後の医薬品マスターにて再計算して表示 「コード」が 34513 から 34405 に変更 「点数」が 9 から 10 に変更

②医薬品マスターが変更されている診療日ごとに、「書込」ボタンを押して「はい」を選択し、データ

を保存します。

医 🗈	療情報 9	辻知子[女	昭59.7.13生 39歳 千葉支部[01120013] 診療所/内科・他/外	来/調基あり 最終日=6.26		×
診療	第日:4	6年	6月8日 履歴 DO セッ	ト 日付修正	E	(書込)クリア
6.	月	1 2	3 4 5 6 7 <mark>8 9 10</mark> 11 12 13 14	15 16 17 18 19	20 21 22 23	24 25 26 27 28 29 30
			-			39歳
No.	区分	コード	名称	数量 単位	点数回	お気に入り 地区分表示
001	(12)	41/	再診料		75 1 🔺	
002	(14)	2534/	往診料		720 1	選択 直報 門际
003	(31)	5230	皮内、皮下及び筋肉内注射		25 1	A
004		34405/	スルピリン注射液 25%1mL	1 管	10 1	
005	(40)	6044/	口腔、咽頭処置		16 1	
006	1					
007			10-20	×		
800			TELC	^		
009						
010			2 2	-タが変更されています。 在しますか?		
011				in our in the		
012						
013			(III)	(Y) いいえ(N)		
014						
015						
016						

※別の診療日など、別の画面に移動する際に表示される保存確認のメッセージにて「はい」を選択した場

合も、データは保存され、新しいデータに更新されます。

2. 廃止になった薬剤がある場合

①診療情報画面を開くと、該当の薬剤が入力されていた行が空白行として表示されます。



②廃止になった薬剤がある場合は、空白行の削除もしくは新しい薬剤の入力を必ず行ってください。 操作を行わない場合には、下記のメッセージが表示されデータが保存できません。

医 診	療情報 0	-2 平良登	<u></u> 美子[女] 昭	357. 8.	8生 41;	歳 健保	組合[0	5135727]	診	療所/内≉	1/外来	/調基あ	り最終	冬日 = 6.2	В								. 0		×
診病	日:4	<mark>6</mark> 年	6月26		履	歴		D	0	セ	ット		E	付修]	E						書	込	クリ	ノア	
6,	₹	1 2	3 4	5 1	6 7	8	9 1	0 11	12	13 1	4 1	5 16	17	18 19	20	21	22 2	3 2	4 2	5 26	i 27	28	29	10	
																			4	1歳					
No.	区分	コード				名	称					数量	単	位	点	数		お	気に	こ入り) lit	2区分	表示		
001	(11)	1/	初診料													291	1 -		禩	択	1	谷橋	*	肖邶	e
002	(13)	2515/	薬剤情	報提	供料											4	1_			<i>D</i> <		- 34			
003	(31)	5230	皮内、	皮下	及び第	筋肉内	注射									25	1								-
004		34405/	スルヒ゜リン	注射	液 25	5%1mL						1	管			10	1								
005	(21)	1															3								
006	(21)	5178/	調剤料	· (内)	服薬	・浸煎	薬・	確認							\times	11	1								
007	(25)	5186/	処方料	・(そ)	の他)											42	1								
008	(27)	5220/	調基(その	他)			6	5	行目のコー	ドが未に	入力です。				14	1								
009	(21)	25635	セファレキシ	いカフ ^{°.}	₩25C)mg[ŀ-	·7]		7	下要な場合	は削除	してください	10												
010		28705/	PL配合	顆粒					19	き正します!	? יו					15	3								
011	(23)	37144/	SPha- 1	0.25	ngſ₽Ę	治」			la	tum	:修正	します。				11	1								
012	(23)	5179/	調剤料	· (外	用薬)				U	いえ(N)	:修正†	せずに、次	の画面	∖進みます		8	1								
013																									
014												(はい(Y)		いいえ(ト	0										
015									_	_	_														
016																									

3. 薬剤の入力がない診療日の場合は、保存の処理は不要です。

そのまま次の診療日に移動しても問題ありません。

■ 医薬品マスター改定に伴うデータ更新作業について(DPC)

令和 6 年度版入力済みの患者データディスク(入力済みデータ)を引き続きご使用になることができますが、入力済みの患者を操作・閲覧する場合には、薬剤のデータを更新する作業が必要になります。

更新作業は、「医事 NaviⅢ」で該当患者の診療情報画面を開き、新しい医薬品マスターで再計算された データを上書き保存で更新します。

※基本的には、「医事 NaviⅢ」と同様の操作が必要となります。

<更新が必要な場合、メッセージが表示されます>

令和 7 年度版のソフトで、データ未更新の患者を選択し「出来高」、「再読込」ボタンを押すと、更新 が必要な診療日とデータの更新手順を記載したメッセージが表示されます。

※「医事 NaviⅢ」の診療情報画面にて当該日のデータの更新を行った後、目的の画面に進むことができます。



■ Ver.07.04.01 の主な変更点(医事 NaviⅢ)

令和7年度薬価改定の他、医療情報取得加算(令和6年12月1日適用分)、医療DX推進体制整備加算(令和7年4月1日適用分)等に対応いたしました。

なお、基本的なソフトの操作方法に変更はございません。

【主な改定対応内容等】

1. 医療情報取得加算(12月1日適用分) 診療行為マスターの追加・変更等

患者のマイナ保険証の利用の有無にかかわらず、施設基準等を満たす場合には、1点を算定します。

 初診時 医療情報取得加算1(現行の保険証の場合)3点 医療情報取得加算2(マイナ保険証の場合)1点
 再診時(3月に1回に限り算定)
 医療情報取得加算3(現行の保険証の場合)2点
 医療情報取得加算4(マイナ保険証の場合)1点



- ○「医療機関情報」画面で医療情報取得加算を設定した場合、「診療情報」画面で下記の様に動作 します。
 - ・初診入力時 : 自動算定します。
 - ・再診入力時 : 同月内に医療情報取得加算の入力がない場合に、算定確認のメッセージを表示 します。

※旧医療情報取得加算 2・4 が入力してある場合は、自動で新マスターに置き換わりますが、旧 医療情報取得加算 1・3 が入力してある場合、自動では新マスターに置き換わりませんので、 入力者の判断で修正してください。

- 2. 医療 DX 推進体制整備加算(令和7年4月1日適用分) 診療行為マスターの追加・変更等
 医療 DX 推進体制整備加算が、1~3までの3区分から、1~6までの6区分に再編されました。
 電子処方箋に関する体制を有する場合は、加算1~3を、有しない場合は、4~6を算定します。
 - ○「医療機関情報」画面の「医療 DX 推進体制整備加算」の項目(コンボボックス)を 1~6 に変 更しました。設定した場合、「診療情報」画面で初診入力時に該当の項目を自動算定します。

従来ソフトの医療 DX 推進体制整備加算の 1~3 までの区分が「4~6」となり、「1」「2」「3」が 新設となります。

<令和6年度版ソフト>

<Ver.07.04.01>

- 1.「医療 DX 推進体制整備加算 1」12 点(新設)
- 2.「医療 DX 推進体制整備加算 2」11 点(新設)
- 3.「医療 DX 推進体制整備加算 3」10 点(新設)4.「医療 DX 推進体制整備加算 4」10 点(変更)
- 1.「医療 DX 推進体制整備加算 1」11 点 →
- 2.「医療 DX 推進体制整備加算 2」10 点 →
- 3.「医療 DX 推進体制整備加算 3」 8 点
- 5. 「医療 DX 推進体制整備加算 5」 9 点(変更)
- 6.「医療 DX 推進体制整備加算 6」 8 点(変更)



 \rightarrow

※在宅医療 DX 情報活用加算についても電子処方箋に関する体制の有無により1区分から2区分に 再編されました(従来ソフトの在宅医療 DX 情報活用加算が「2」となり、「1」が新設となりま す)。

【注意】

Ver.07.04.01 より前のバージョンのソフトにて、「医療機関情報」画面の『医療 DX 推進体制整備加 算』を設定していた場合、「診療情報」画面では、下記のように置き換わって表示されます。

- 1を設定 → 「医療 DX 推進体制整備加算 4」
- 2を設定 → 「医療 DX 推進体制整備加算 5」
- 3を設定 → 「医療 DX 推進体制整備加算 6」

変更が必要な場合には、「医療機関情報」画面で再度算定したい区分に設定後、「診療情報」画面についても、医療機関情報で設定した加算区分に合わせて、入力内容の修正が必要となります。 修正方法については、次ページをご確認ください。 【修正方法】

(例 1)前バージョンで「医療 DX 推進体制整備加算 1」を設定し、診療情報の入力がある患者
 Ver.07.04.01 にて、「医療 DX 推進体制整備加算 2」を算定する場合

医療機関情報

患者情報→医療機関情報へと進み、コンボボックスをクリックして「1」から「2」へ変更

診療情報

 \rightarrow

以前のバージョンにて入力がある場合は、「医療 DX 推進体制整備加算 4」が表示されている状態

No.	区分	コード	名称	数量	単位	点数	
001	(11)	1	初診料				
002		10087/	医療DX推進体制整備加算4(初診)			301	1

①医療 DX 推進体制整備加算が入力されている行の「コード」を選択状態にし、「行削除」ボタンを押す

No.	区分	コード	名称	数量	単位	点数		
001	(11)	1	祁刀言念米斗					2二番邮合
002		10087/	医療D×推進体制整備加算4(初診)			301	1	11日995

②医療 DX 推進体制整備加算 4 の行が削除され、1 行上の行(初診料)にカーソルが移動するので、

この行の「回」にカーソルを移動して、Enter キーを押す

 No.
 区分
 コード
 名称
 数量
 単位
 点数
 回

 001
 (11)
 1/
 初診料
 291
 1

③医療 DX 推進体制整備加算 2 が自動算定される

	No.	区分	コード	名称	数量	単位	点数	
	001	(11)	1	初診料				
I	002		10092/	医療DX推進体制整備加算2(初診)			302	1
	003							

(例 2)前バージョンで「医療 DX 推進体制整備加算 1 (11 点)」を設定し、診療情報の入力がある患者
 Ver.07.04.01 にて、「医療 DX 推進体制整備加算 1 (12 点)」を算定する場合

例1の診療情報の操作を行ってください。

③で「医療 DX 推進体制整備加算1(初診)」(12 点)が自動算定されます。